

令和6年
4/1から

共同住宅における 附置義務駐車場の 設置のルールが変わります

名古屋市では平成2年から共同住宅型集合建築物に関して、入居者のための駐車場の設置を義務付けています。

運用から長期間経過する中、交通手段の多様化や自家用車保有の考え方、「ウォークアブルなまちづくり」の推進など、社会状況の変化に伴い、**駅近に立地する共同住宅の駐車場設置のルールを見直します。**

また、経年で未利用になった駐車場について、機械式駐車場の高額な維持管理コストの弊害や景観が損なわれることが社会問題化していることから、**維持管理に関する考え方を見直します。**

1. 変更の概要

I 駅近^{※1}の駐車場台数を減らします。

①ワンルーム型住戸^{※2}に対する計算割合を1/2から1/3に緩和

※1 駅近：鉄道駅出入口から概ね300m以内

※2 ワンルーム型住戸：床面積30㎡未満のもの

②入居者用のカーシェアリング駐車場を1台設置する場合、駐車場2台分とみなす

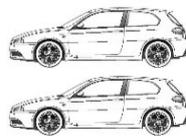
カーシェアリング駐車場を複数台設置した場合でも、緩和される台数は1台分のみとなります。

II 全ての既存駐車場で長期間未利用のものは撤去等 ができます。

駅近に限らず、良好な近隣関係を保持することができる範囲で撤去や変更ができます。

例えば・・・

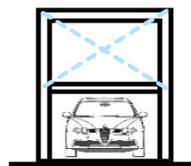
駅近の商業地域（駐車場設置割合0.3）にワンルーム型住戸30戸の共同住宅を建築する場合
見直し前 $30 \times \frac{1}{2} \times 0.3 = 4.5 \rightarrow$ 5台必要
見直し後 $30 \times \frac{1}{3} \times 0.3 = 3 \rightarrow$ 3台必要



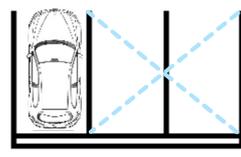
おきかえ



機械を撤去



宅配サービス用に



2. Q&A

Q1 Iの変更をした場合、何か手続きは必要ですか？

A1 建築物の完成前に変更をする場合は「変更届（第4号様式）」を速やかに提出してください。

また、完成前に敷地内の駐車場を別用途に変更する場合は、近隣関係者等へ再説明してください。

Q2 IIの長期間未利用の駐車場とはどのようなものですか？

A2 概ね3年間以上借主不在の駐車場で、当該共同住宅の所有者や居住者が、「撤去しても良好な近隣関係を保持することに支障がない」と判断したものになります。

お問い合わせ先

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課 建築相談担当

〔TEL〕 052-972-2919 〔E-mail〕 a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

〔HP〕 <https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000101943.html>

